

○土浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則

平成22年9月30日規則第36号

改正

平成25年2月19日規則第1号

令和2年9月14日規則第88号

令和6年3月31日規則第51号

土浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下これらを「指定地域密着型サービス等事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第78条の2第1項若しくは第115条の12第1項の申請又は法第78条の12若しくは第115条の21において準用する法第70条の2第1項の更新の申請は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第131条の2の2第4項、第131条の3第4項、第131条の3の2第6項、第131条の4第5項、第131条の5第5項、第131条の6第5項、第131の7第4項、第131条の8第4項、第131条の8の2第4項、第140条の24第5項、第140条の25第5項及び第140条の26第5項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 市長は、前項の申請又は更新の申請があったときは、法第78条の2第7項に規定する介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、その内容を審査し、当該申請を受けた日の翌日から起算して60日以内に法第78条の2第1項若しくは第115条の12第1項に規定する指定（以下「指定」という。）又は法第78条の12若しくは第115条の21において準用する法第70条の2第1項に規定する指定の更新（以下「指定更新」という。）の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により、指定をすることを決定したときは土浦市指定地域密着型サービス等事業者（指定決定・指定更新決定）通知書（様式第1号）により、指定をせず、第1項の申請を却下するときは土浦市指定地域密着型サービス等事業者（指定・指定更新）申請却下通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の規定により指定又は指定更新の決定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定又は指定更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

(共生型地域密着型サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第2条の2 法第78条の2の2第1項ただし書及び第115条の12の2第1項ただし書の規定による別段の申出は、省令第131条の11の9第2項及び第140条の28の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(公募指定の手続)

第2条の3 市長は、法第78条の14第1項に規定する公募指定（以下「公募指定」という。）を行うおとすときは、公募を行う旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知するものとする。

2 公募指定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより申請を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による応募者のうちから指定地域密着型サービス事業者として指定すべき者を選考により決定し、土浦市指定地域密着型サービス等事業者（指定決定・指定更新決定）通知書により通知するとともに、第1項に規定する方法により公表するものとする。

(公募指定の有効期間)

第2条の4 公募指定は、その指定の日から起算して6年を超えない範囲内で市長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5各項及び第115条の15各項の規定による届出は、省令第131条の13第5項及び第140条の30第5項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 法第78条の2の2第5項及び第115条の12の2第5項の規定による届出は、省令第131条の11の10第2項及び第140条の28の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。ただし、省令第131条の11の10第2項ただし書及び第140条の28の3第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(指定の辞退)

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、省令第131条の13の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定の取消し等)

第5条 市長は、法第78条の10又は第115条の19の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することの決定をしたときは、土浦市指定地域密着型サービス等事業者指定取消等決定通知書(様式第3号)により当該決定をした指定事業者に通知するものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出等)

第6条 法第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出又は同条第4項の規定による区分の変更の届出は、土浦市指定地域密着型サービス等事業者指定事業業務管理体制整備等届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更に係る届出は、土浦市指定地域密着型サービス等事業者指定事業業務管理体制整備等届出事項変更届出書(様式第5号)により行うものとする。

3 業務管理体制の整備に関する事項の届出システム(以下この項において「届出システム」という。)を使用した電子申請による届出については、前2項に規定する様式によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス等事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行われた指定地域密着型サービス等事業者の指定等に係る処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成25年2月19日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和2年9月14日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年3月31日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(土浦市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

2 土浦市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和4年土浦市規則第45号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市指定地域密着型サービス等事業者(指定決定・指定更新決定)通知書

年 月 日付け(受付番号)で申請のあった土浦市指定地域密着型サービス等事業者の(指定・指定更新)については、次のとおり(指定・指定更新)をすることに決定したので通知します。

区 分	指定又は指定更新に係る事項
事業の種別	
サービスの種類	
事業所又は施設の名称	
事業所又は施設の開設場所	
介護保険事業所番号	
指定期間又は指定更新期間	
上記以外の事項	

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市指定地域密着型サービス等事業者(指定・指定更新)申請
却下通知書

年 月 日付け(受付番号)で申請のあった土浦市指定地域密着型サービス事業者等の(指定・指定更新)については、次のとおり申請を却下したので通知します。

却下した理由

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、土浦市長に審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、土浦市(訴訟において土浦市を代表する者は、土浦市長となります。)を被告として、水戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 前項の規定にかかわらず、この処分については、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市指定地域密着型サービス等事業者指定取消等決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した土浦市指定地域密着型サービス等事業者の指定について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 指定の取消し ☐ 指定の効力の(☐ 全部・ ☐ 一部)の停止		
指定の取消し又は指定の効力の停止を決定した理由			
事 業 所 又 は 施 設 名			
所 在 地			
指定を取り消し、又は指定の効力を停止する事業	事 業 の 種 別	☐ 地域密着型サービス事業	☐ 地域密着型介護予防サービス事業
	サービスの種類		
指定を取り消す日又は指定の効力を停止する期間	☐ 指定を取り消す日 年 月 日 ☐ 指定の効力を停止する期間 年 月 日から 年 月 日まで		
指定の効力の一部を停止する場合にあつては、停止する指定事項			

教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、土浦市長に審査請求をすることができます。
 なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に、土浦市(訴訟において土浦市を代表する者は、土浦市長となります。)を被告として、水戸地方裁判所土浦支部に処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、この処分があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 前項の規定にかかわらず、この処分については、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

--	--

土浦市指定地域密着型サービス等事業者指定事業業務管理体制整備等届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

所在地

届出者	名 称
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...
51	...
52	...
53	...
54	...
55	...
56	...
57	...
58	...
59	...
60	...
61	...
62	...
63	...
64	...
65	...
66	...
67	...
68	...
69	...
70	...
71	...
72	...
73	...
74	...
75	...
76	...
77	...
78	...
79	...
80	...
81	...
82	...
83	...
84	...
85	...
86	...
87	...
88	...
89	...
90	...
91	...
92	...
93	...
94	...
95	...
96	...
97	...
98	...
99	...
100	...

代表者

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

[illegible]

受付番号

土浦市指定地域密着型サービス等事業者指定事業業務管理体制整備等届出事項変更届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

所在地

届出者 名 称

代表者

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

変更があった事項(該当する番号を○で囲んでください。)

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)